

厚岸町公式SNSの運用方針

1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した様々な情報発信を目的とし、厚岸町が開設する公式SNSの適正かつ円滑な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

町公式SNSは、町の施策やイベント等の町政情報のほか、町長の視点を通じた日々の公務を発信することで、利用者に町政への関心を深めていただくとともに、利用者の情報収集の利便性を高め、もって町に対する関心や理解を深めてもらうことを目的とする。

3 町公式SNSページの情報

アカウント名	サービス名	発信する情報内容	URL
北海道厚岸町 (akkeshi_no_kurashi)	Instagram	季節の風景、町の各種事務事業、イベント情報、災害情報ほか	https://www.instagram.com/akkeshi_no_kurashi/
北海道厚岸町役場（町公式）	Facebook	町の各種事務事業、イベント情報、災害情報ほか	https://www.facebook.com/akkeshi/?locale=ja_JP
北海道厚岸町公式 (@akkeshichou)	X(旧: Twitter)	町の各種事務事業、イベント情報、災害情報ほか	https://x.com/akkeshichou
北海道厚岸町長 三浦克宏 (@akkeshitown_mayor)	Instagram	町の魅力発信、町長の公務発信ほか	https://www.instagram.com/akkeshitown_mayor/
北海道厚岸町公式 (@akkeshihokkaido2185)	YouTube	町政情報、プロモーション映像ほか	https://www.youtube.com/channel/UCC8_DMHsuYMH-zXkCncwF5w

4 運営主体及び管理者

- (1) 町公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、厚岸町公式SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (2) 運用管理者は、総務課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- ア 町公式SNSのID及びパスワード管理に関すること。
 - イ 町公式SNS全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 町公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ その他町公式SNSの運用に関すること。
- (3) 町公式SNSのほか、その他の事務事業を担当する所属において必要に応じて当該事務事業に特化したSNS（以下「個別SNS」という。）を設置する場合は、当該所属の長等を個別SNS運用管理者とするものとする。この場合において、個別SNSの運用については本運用方針を準用するものとし、必要に応じて個別SNS運用方針を定めるものとする。

5 運用方法

- (1) 運用担当者（投稿する者をいう。以下同じ。）は、総務課広報統計係担当の職員とする。
- (2) 町公式SNSへの情報掲載は、原則として執務時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に、運用担当者が必要に応じて行う。ただし、それ以外の時間においても状況に応じて更新を行うことができる。
- (3) 原則コメント等には回答しないものとし、意見や要望は、町ホームページのメールフォーム又は特定の月に広報あっけしに折り込みする「町長へのポスト」等で受け付けるものとする。
- (4) 運用管理者は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。
- (5) 町は、次のアカウントについてフォロー（特定のユーザーのアクティビティ（投稿や動画）を自分のタイムラインやフィードに表示させ、最新情報を継続的に受け取る機能をいう。）及びそれらアカウントの投稿をリポスト（他のユーザーの投稿を利用して再投稿することをいう。以下同じ。）することができるものとする。
 - ア 近隣の自治体が運営する公式アカウント
 - イ 町が加盟している団体等が運営するアカウント
 - ウ その他広告事業、官公庁等による情報発信事業等に関わりがあるアカウント
- (6) 運用担当者は、町が指定した#（ハッシュタグ：SNSやインターネット上の投稿で、特定のキーワードやトピックを分類・検索しやすくするラベル機能をいう。）の付いた投稿をリポストすることができるものとする。

6 発信内容

- (1) 町の事務事業に係る施策に関する情報
- (2) 町が主催又は共催するイベント等に関する情報

- (3) 町の四季に関する情報
- (4) 町長の公務等に関する情報
- (5) 町の報道発表に関する情報
- (6) 町へ報道提供資料として提出された情報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が特に必要と認めた情報

7 禁止事項

次の事項に該当する投稿及びコメント等を禁止する。この場合において、予告なくこれを削除及びアカウントをブロックすることができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容であるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、選挙、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (7) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (9) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (10) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (11) SNSの利用規約に反する内容
- (12) その他運用管理者が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 著作権

町公式SNS掲載情報（テキスト、写真、画像等）に関する知的財産権は、町又は正当な権利を有する者に帰属するものとする。利用者は、内容について「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権上認められた行為のほか、町公式SNS上での「シェア」機能等（インターネット上のコンテンツ（記事、画像、動画、SNSの投稿等）を、自分以外の第三者（友人やフォロワー）に共有・拡散できる機能をいう。）の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

9 町ホームページとのリンク

町公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として町のホームページのみとする。ただし、国、道その他の地方公共団体、公益団体等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りではない。

10 運用の停止又は終了

町は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、町公式 SNS の運用を停止することができる。

11 免責事項

- (1) 町は、町公式 SNS ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 町は、利用者が町公式 SNS ページの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 町は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町は町公式 SNS ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 町は、予告なく町公式 SNS 運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用を中止する場合がある。

12 お問い合わせ

厚岸町総務課広報統計係

電話：0153-52-3131、F A X：0153-52-3138

電子メール：kouhou@akkeshi-town.jp

（受付時間（電話のみ）：祝日、週休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

13 適用

この運用方針は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。